

公共施設使用料の改定について

1 経緯

本市では、公共施設使用料の見直しについて、令和4年9月の総務委員会で検討する旨を報告した後、庁内関係部署からなる「倉敷市使用料適正化検討会」を設置し、令和5年12月に「公共施設の使用料のあり方に関する基本方針」(別添資料1)を策定、公表いたしました。この度、令和5年度決算が確定したことにより、基本方針に基づいた新たな使用料額の算定を行いました。

2 使用料改定案について

対象施設：市民学習センター、各公民館、旧柚木家住宅、まきび記念館
自然史博物館、美術館

※各施設の使用料の見直し(案)については、別添資料2「公共施設の使用料見直し表(案)」をご参照ください。

3 施行時期について

令和6年11月定例会に条例改正案を提出し、利用者に対する周知を行った後、令和7年4月より新たな使用料額を適用する予定としています。

公共施設の使用料のあり方に関する 基本方針

倉敷市

令和5年12月

目次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	基本の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
3	使用料算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
4	利用実態等を勘案した料金設定・・・・・・・・	5 ページ
5	附属設備使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
6	無料施設の有料化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
7	使用料の激変緩和の措置・・・・・・・・・・・・	5 ページ
8	定期的な見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ

1 はじめに

本市では、多様な行政需要に対応するため、これまで多くの市民利用を目的とした公の施設（以下「公共施設」という。）を建設してきた。高度経済成長期に集中的に整備されたこれらの公共施設の多くで、現在、急速に老朽化が進んでおり、今後、これらの維持管理・修繕、機能更新に多額の経費が必要になる。また、今後、人口減少や少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少などにより大幅な税収等の増加が見込めないため、更新費用の確保は困難な状況が予想される。

公共施設を継続して運営していくため、地方自治法第225条に基づく使用料や同法第244条の2第8項及び第9項に基づく利用料金（以下「使用料」という。）を設定し利用者に負担いただいている。

本市では、長年にわたり消費税率の変更に伴う見直し以外に行っていない状況であったが、今後、公共施設個別計画に基づいて施設の複合化や長寿命化を行うことに加え、光熱水費、修繕費等の維持管理費用も上昇している状況から、維持管理費などに対する応分の受益者負担を考慮した施設使用料の算定方法、改定時期など、適切な施設使用料のあり方に係る方針を定めることとする。

2 基本的方針

（１）受益者負担の原則

市が提供する施設、サービスに要する経費を全て税金によって賄う場合、これらを利用しない市民も間接的に経費を負担していることとなり、公平性に欠ける。そこで、施設を利用する者としいない者との「負担の公平性」を確保するため、施設利用の対価として利用者に適正な負担を求める。

（２）使用料算定方法の明確化

公共施設の利用者に応分の負担を求めるにあたっては、算定方法（原価のあり方や負担割合など）を明確にして透明性を確保する。

3 使用料算定方法

(1) 基本算定方法

本市における使用料は、施設の維持管理及び施設整備のために必要となる「原価」と「受益者負担割合」に基づき、次の算定式により算定し、近隣市との均衡等を考慮し、最終的に決定する。

なお、使用料に用いる原価は維持管理費及び施設整備費で別々に算出し、施設の性質別受益者負担割合をそれぞれに乗じたものから10円未満を切り捨てた合計値を使用料とする。ただし、使用料の最低価格は100円とする。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{施設の性質別受益者負担割合}$$

(2) 原価の範囲

受益者負担の対象とする施設使用料の原価は、光熱水費、事務経費といった維持管理のための費用に加え、施設整備費（減価償却費）の一部とする。

なお、原価に含める費用は、受益者負担部分と公費負担部分を明確に区分する。

ア 受益者負担とするもの

貸出部分・共用部分の維持管理費（光熱水費、清掃費、修繕費等、賃借料）、
職員人件費（ソフト事業分を除く。）、施設整備費（減価償却費）の一部（1／2）

イ 受益者負担に含めないもの

用地取得費、職員人件費（ソフト事業分）、施設整備費（減価償却費）の一部（1／2）

(3) 原価の算定方法

ア 占用使用施設の原価（維持管理費原価＋施設整備費原価）

利用人数に関わらず単位利用時間あたりで使用料を徴収する施設の原価の算定式は次のとおりとする。

・維持管理費原価

$$= \boxed{1 \text{ m}^2 \text{ 当たり時間単価 (維持管理費)} \times 1} \times \text{対象施設の貸出部分面積} \times \text{単位利用時間} \times \text{消費税}$$

(※ 1 = 維持管理費 ÷ 貸出部分面積 ÷ 年間開館時間)

・施設整備費原価

$$= \boxed{1 \text{ m}^2 \text{ 当たり時間単価 (施設整備費)} \times 2} \times \text{対象施設の貸出部分面積} \times \text{単位利用時間} \times \text{消費税}$$

(※ 2 = 施設整備費 ÷ 貸出部分面積 ÷ 年間開館時間)

イ 個人使用施設の原価（維持管理費原価＋施設整備費原価）

1 人 1 回当たりで使用料を徴収する施設の原価の算定式は次のとおりとする。

・維持管理費原価

$$= \boxed{1 \text{ m}^2 \text{ 当たり人数単価 (維持管理費)} \times 3} \times \text{対象施設の貸出部分面積} \times \text{消費税}$$

(※ 3 = 維持管理費 ÷ 貸出部分面積 ÷ 年間利用者数)

・施設整備費原価

$$= \boxed{1 \text{ m}^2 \text{ 当たり人数単価 (施設整備費)} \times 4} \times \text{対象施設の貸出部分面積} \times \text{消費税}$$

(※ 4 = 施設整備費 ÷ 貸出部分面積 ÷ 年間利用者数)

(4) 使用料の統一化

同じ種類のサービスを提供する公共施設について、使用料の均衡を図るため、1 m² 当たりの時間単価及び 1 m² 当たりの人数単価は、性質別によりグループ化し算出する。

【公共施設の性質別グループ】

- ①会議室等、②ホール、③体育館等、④野球場、⑤テニスコート、⑥グラウンド、
⑦陸上競技場、⑧プール、⑨弓道場

(5) 受益者負担割合

利用者が施設を利用する場合の使用料は、各施設の公共性等に着目し、市（公費）と受益者がそれぞれ負担すべき割合を定め、施設の維持管理等に要する費用について、

利用者が適正に応分の負担をするよう設定する。

なお、施設の性質別受益者負担割合については、施設ごとのサービス内容について、次の受益者負担割合分類表のとおり分類して設定する。

(受益者負担割合分類表)

サービス 分類	サービス内容	負担割合	施設区分（主な施設）
公益的 (A)	公益性の高い施設	市費負担割合 50% 受益者負担割合 50%	教育施設・福祉施設 ・コミュニティ施設 (ふれあいセンター※、 環境交流スクエア、 健康福祉プラザ※、 勤労福祉センター※、 市民学習センター、公民館、 自然史博物館、美術館、 市民交流センター※など)
民間的 (B)	同種又は類似するサービスが民間で提供されている施設	市費負担割合 25% 受益者負担割合 75%	体育施設・商業振興施設・文化施設 (体育館、野球場、武道館、陸上競技場、テニスコート、水泳場、弓道場、ファッションセンター、芸文館、マービーふれあいセンター、市民会館など)

※教育・福祉施設内の体育施設は、サービス分類を民間的（B）とする。

4 利用実態等を勘案した料金設定

施設の利用実態に応じて、各種条件により料金差を設定できることとする。

- ①時間帯別、②曜日別、③営利目的、非営利目的別、④市内、市外利用者別、
- ⑤その他合理的な理由

5 附属設備使用料

施設の持つ基本的な機能以外の特殊な設備、備品については、別途使用料を設定することとする。

6 無料施設の有料化

使用料を徴収していない施設については、同種の有料施設との公平性の確保、資産の適正利用・有効活用の観点から有料化を検討し、有料化する場合には、本基本方針に基づき適正な使用料の設定を行う。

7 激変緩和措置及び積算原価の改定について

使用料を見直した結果、急激な料金の変動となる場合には、激変緩和措置として、原則、現行使用料の1.5倍を上限とし、下限は0.7倍とする。

また、社会情勢等の変化に適切に対応するため、使用料の積算原価を3年毎に見直して使用料の改定を行うものとする。

公共施設の使用料見直し表（案）

NO.	施設名称	所管課	種類 (部屋名等)	単位 利用 時間	貸出部分面積 (㎡)	性質別 負担割合 (%)	現状使用料 (円)	新使用料案 (円)	新/旧 変更率 (%)	新使用料案 (円) 激変緩和 上限1.5 下限0.7	その他 補正理由
1	市民学習センター	市民学習センター	中ホール	3.0	205.4	50	880	3,720	422.73	1,320	
2	市民学習センター	市民学習センター	視聴覚ホール	3.0	165.3	50	880	2,990	339.77	1,320	
3	市民学習センター	市民学習センター	茶華道室	3.0	97.0	50	1,430	1,760	123.08	1,760	
4	市民学習センター	市民学習センター	クラフト室	3.0	103.0	50	1,320	1,860	140.91	1,860	
5	市民学習センター	市民学習センター	生活科学室	3.0	103.0	50	1,320	1,860	140.91	1,860	
6	市民学習センター	市民学習センター	調理実習室	3.0	103.0	50	1,320	1,860	140.91	1,860	
7	市民学習センター	市民学習センター	第1会議室(1)	3.0	80.8	50	550	1,460	265.45	820	
8	市民学習センター	市民学習センター	第2和室会議室(1)	3.0	54.0	50	550	980	178.18	820	
9	市民学習センター	市民学習センター	第3会議室(1)	3.0	66.6	50	550	1,200	218.18	820	
10	市民学習センター	市民学習センター	第4会議室	3.0	64.3	50	550	1,150	209.09	820	
11	市民学習センター	市民学習センター	第5会議室	3.0	62.8	50	550	1,130	205.45	820	
12	市民学習センター	市民学習センター	特別会議室(1)	3.0	99.8	50	880	1,810	205.68	1,320	
13	市民学習センター	市民学習センター	特別会議室(2)	3.0	33.9	50	550	600	109.09	600	
14	市民学習センター	市民学習センター	音楽練習室	3.0	177.2	50	1,320	3,220	243.94	1,980	
15	市民学習センター	市民学習センター	器楽練習室	3.0	81.8	50	880	1,480	168.18	1,320	
16	倉敷公民館	市民学習センター	第1会議室	3.0	46.0	50	330	830	251.52	490	
17	倉敷公民館	市民学習センター	第2会議室	3.0	93.0	50	550	1,680	305.45	820	
18	倉敷公民館	市民学習センター	第3会議室	3.0	48.0	50	330	860	260.61	490	
19	倉敷公民館	市民学習センター	第4会議室	3.0	92.0	50	550	1,660	301.82	820	
20	倉敷公民館	市民学習センター	和室	3.0	56.0	50	330	1,000	303.03	490	
21	倉敷公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	67.0	50	1,210	1,200	99.17	1,200	
22	倉敷東公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	119.0	50	550	2,160	392.73	820	
23	倉敷東公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	49.2	50	1,210	890	73.55	890	
24	倉敷東公民館	市民学習センター	和室	3.0	56.1	50	330	1,010	306.06	490	
25	倉敷西公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	172.0	50	550	3,120	567.27	820	
26	倉敷西公民館	市民学習センター	小会議室	3.0	28.0	50	330	500	151.52	490	
27	倉敷西公民館	市民学習センター	和室	3.0	35.0	50	330	630	190.91	490	
28	倉敷西公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	59.0	50	1,210	1,070	88.43	1,070	
29	倉敷南公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	162.0	50	550	2,940	534.55	820	
30	倉敷南公民館	市民学習センター	小会議室	3.0	29.0	50	330	510	154.55	490	
31	倉敷南公民館	市民学習センター	和室	3.0	39.0	50	330	700	212.12	490	
32	倉敷南公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	58.0	50	1,210	1,040	85.95	1,040	
33	西阿知公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	172.0	50	550	3,120	567.27	820	
34	西阿知公民館	市民学習センター	和室	3.0	38.0	50	330	680	206.06	490	
35	西阿知公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	54.0	50	1,210	980	80.99	980	
36	西阿知公民館	市民学習センター	小会議室	3.0	23.9	50	330	420	127.27	420	
37	倉敷北公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	162.0	50	550	2,940	534.55	820	
38	倉敷北公民館	市民学習センター	小会議室	3.0	29.0	50	330	510	154.55	490	
39	倉敷北公民館	市民学習センター	和室	3.0	39.0	50	330	700	212.12	490	
40	倉敷北公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	58.0	50	1,210	1,040	85.95	1,040	
41	多津美公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	172.0	50	550	3,120	567.27	820	
42	多津美公民館	市民学習センター	小会議室	3.0	28.0	50	330	500	151.52	490	
43	多津美公民館	市民学習センター	和室	3.0	35.0	50	330	630	190.91	490	
44	多津美公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	59.0	50	1,210	1,070	88.43	1,070	
45	新田公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	112.0	50	550	2,020	367.27	820	
46	新田公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	56.7	50	1,210	1,020	84.30	1,020	
47	新田公民館	市民学習センター	和室	3.0	50.8	50	330	910	275.76	490	
48	庄公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	150.0	50	550	2,710	492.73	820	
49	庄公民館	市民学習センター	第1会議室	3.0	46.8	50	330	840	254.55	490	
50	庄公民館	市民学習センター	第2会議室	3.0	45.0	50	330	810	245.45	490	
51	庄公民館	市民学習センター	調実習理室	3.0	48.0	50	1,210	860	71.07	860	
52	庄公民館	市民学習センター	和室	3.0	64.0	50	330	1,150	348.48	490	
53	庄公民館	市民学習センター	工作室	3.0	48.0	50	330	860	260.61	490	
54	茶屋町公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	150.0	50	550	2,710	492.73	820	
55	茶屋町公民館	市民学習センター	工作室	3.0	63.0	50	330	1,140	345.45	490	
56	茶屋町公民館	市民学習センター	和室（27.5畳）	3.0	45.4	50	330	810	245.45	490	
57	茶屋町公民館	市民学習センター	第1会議室	3.0	60.0	50	330	1,080	327.27	490	

公共施設の使用料見直し表（案）

NO.	施設名称	所管課	種類 (部屋名等)	単位 利用 時間	貸出部分面積 (㎡)	性質別 負担割合 (%)	現状使用料 (円)	新使用料案 (円)	新/旧 変更率 (%)	新使用料案 (円) 激変緩和 上限1.5 下限0.7	その他 補正理由
58	茶屋町公民館	市民学習センター	第 2 会議室	3.0	30.0	50	330	540	163.64	490	
59	茶屋町公民館	市民学習センター	実技練習室	3.0	85.0	50	550	1,530	278.18	820	
60	茶屋町公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	69.0	50	1,210	1,240	102.48	1,240	
61	連島南公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	112.0	50	550	2,020	367.27	820	
62	連島南公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	56.0	50	1,210	1,000	82.64	1,000	
63	連島南公民館	市民学習センター	和室	3.0	50.0	50	330	900	272.73	490	
64	連島公民館	市民学習センター	第 1 会議室	3.0	47.0	50	330	840	254.55	490	
65	連島公民館	市民学習センター	第 2 会議室	3.0	45.0	50	330	810	245.45	490	
66	連島公民館	市民学習センター	第 3 会議室	3.0	47.0	50	330	840	254.55	490	
67	連島公民館	市民学習センター	第 4 会議室	3.0	45.0	50	330	810	245.45	490	
68	連島公民館	市民学習センター	第 5 会議室	3.0	28.0	50	330	500	151.52	490	
69	連島公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	42.0	50	1,210	750	61.98	850	
70	連島公民館	市民学習センター	和室	3.0	37.0	50	330	660	200.00	490	
71	連島公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	137.0	50	550	2,490	452.73	820	
72	福田南公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	137.2	50	550	2,490	452.73	820	
73	福田南公民館	市民学習センター	第 1 会議室	3.0	45.5	50	330	810	245.45	490	
74	福田南公民館	市民学習センター	第 2 会議室	3.0	45.5	50	330	810	245.45	490	
75	福田南公民館	市民学習センター	第 3 会議室	3.0	48.4	50	330	870	263.64	490	
76	福田南公民館	市民学習センター	第 4 会議室	3.0	37.8	50	330	680	206.06	490	
77	福田南公民館	市民学習センター	第 5 会議室	3.0	28.9	50	330	510	154.55	490	
78	福田南公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	45.0	50	1,210	810	66.94	850	
79	福田南公民館	市民学習センター	和室	3.0	37.8	50	330	680	206.06	490	
80	福田公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	108.0	50	550	1,960	356.36	820	
81	福田公民館	市民学習センター	和室	3.0	50.9	50	330	910	275.76	490	
82	福田公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	60.4	50	1,210	1,090	90.08	1,090	
83	水島公民館	市民学習センター	第 1 会議室	3.0	115.0	50	550	2,080	378.18	820	
84	水島公民館	市民学習センター	第 2 会議室	3.0	72.0	50	550	1,300	236.36	820	
85	水島公民館	市民学習センター	第 3 会議室	3.0	31.5	50	330	560	169.70	490	
86	水島公民館	市民学習センター	第 4 会議室	3.0	31.5	50	330	560	169.70	490	
87	水島公民館	市民学習センター	音楽室	3.0	51.5	50	550	930	169.09	820	
88	水島公民館	市民学習センター	工作室	3.0	66.6	50	550	1,200	218.18	820	
89	水島公民館	市民学習センター	和室	3.0	55.0	50	330	990	300.00	490	
90	水島公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	63.0	50	1,210	1,140	94.21	1,140	
91	下津井公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	134.4	50	550	2,440	443.64	820	
92	下津井公民館	市民学習センター	和室	3.0	54.3	50	330	980	296.97	490	
93	下津井公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	48.0	50	1,210	860	71.07	860	
94	本荘公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	130.0	50	550	2,350	427.27	820	
95	本荘公民館	市民学習センター	和室	3.0	46.0	50	330	830	251.52	490	
96	本荘公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	49.0	50	1,210	880	72.73	880	
97	唐琴公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	117.3	50	550	2,120	385.45	820	
98	唐琴公民館	市民学習センター	和室	3.0	28.9	50	330	510	154.55	490	
99	唐琴公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	48.0	50	1,210	860	71.07	860	
100	郷内公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	160.5	50	550	2,900	527.27	820	
101	郷内公民館	市民学習センター	和室	3.0	31.3	50	330	560	169.70	490	
102	郷内公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	51.7	50	1,210	930	76.86	930	
103	琴浦公民館	市民学習センター	第 1 会議室	3.0	53.0	50	330	950	287.88	490	
104	琴浦公民館	市民学習センター	第 2 会議室	3.0	53.0	50	330	950	287.88	490	
105	琴浦公民館	市民学習センター	第 3 会議室	3.0	54.3	50	330	980	296.97	490	
106	琴浦公民館	市民学習センター	和室	3.0	27.4	50	330	490	148.48	490	
107	琴浦公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	70.0	50	1,210	1,270	104.96	1,270	
108	琴浦公民館	市民学習センター	工作室	3.0	54.1	50	330	980	296.97	490	
109	玉島東公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	160.0	50	550	2,900	527.27	820	
110	玉島東公民館	市民学習センター	小会議室	3.0	40.0	50	330	710	215.15	490	
111	玉島東公民館	市民学習センター	和室	3.0	32.9	50	330	590	178.79	490	
112	玉島東公民館	市民学習センター	調理室	3.0	55.4	50	1,210	1,000	82.64	1,000	
113	玉島西公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	157.0	50	550	2,840	516.36	820	
114	玉島西公民館	市民学習センター	小会議室	3.0	20.0	50	330	350	106.06	350	

NO.	施設名称	所管課	種類 (部屋名等)	単位 利用 時間	貸出部分面積 (㎡)	性質別 負担割合 (%)	現状使用料 (円)	新使用料案 (円)	新/旧 変更率 (%)	新使用料案 (円) 激変緩和 上限1.5 下限0.7	その他 補正理由
115	玉島西公民館	市民学習センター	和室	3.0	28.0	50	330	500	151.52	490	
116	玉島西公民館	市民学習センター	調理室	3.0	58.2	50	1,210	1,050	86.78	1,050	
117	玉島北公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	180.0	50	550	3,270	594.55	820	
118	玉島北公民館	市民学習センター	第1会議室	3.0	61.1	50	330	1,100	333.33	490	
119	玉島北公民館	市民学習センター	第2会議室	3.0	20.2	50	330	360	109.09	360	
120	玉島北公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	59.5	50	1,210	1,080	89.26	1,080	
121	玉島北公民館	市民学習センター	第1和室	3.0	24.2	50	330	430	130.30	430	
122	玉島北公民館	市民学習センター	第2和室	3.0	18.0	50	330	320	96.97	320	
123	玉島北公民館	市民学習センター	工作室	3.0	58.2	50	330	1,050	318.18	490	
124	玉島黒崎公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	161.8	50	550	2,930	532.73	820	
125	玉島黒崎公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	56.9	50	1,210	1,030	85.12	1,030	
126	玉島黒崎公民館	市民学習センター	和室	3.0	34.9	50	330	630	190.91	490	
127	玉島黒崎公民館	市民学習センター	小会議室	3.0	21.7	50	330	390	118.18	390	
128	船穂公民館	市民学習センター	研修室	3.0	131.3	50	550	2,370	430.91	820	
129	船穂公民館	市民学習センター	会議室 B	3.0	101.9	50	550	1,840	334.55	820	
130	船穂公民館	市民学習センター	実習室 A	3.0	52.1	50	330	940	284.85	490	
131	船穂公民館	市民学習センター	実習室 B	3.0	72.5	50	330	1,310	396.97	490	
132	船穂公民館	市民学習センター	実習室 C	3.0	90.0	50	330	1,630	493.94	490	
133	船穂公民館	市民学習センター	会議室C	3.0	67.8	50	330	1,230	372.73	490	
134	船穂公民館	市民学習センター	和室（16畳）	3.0	37.5	50	330	670	203.03	490	
135	船穂公民館	市民学習センター	和室（24畳）	3.0	58.5	50	330	1,050	318.18	490	
136	船穂公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	89.7	50	1,210	1,620	133.88	1,620	
137	真備公民館	市民学習センター	大会議室	3.0	251.5	50	550	4,560	829.09	820	
138	真備公民館	市民学習センター	1 F会議室	3.0	27.9	50	330	500	151.52	490	
139	真備公民館	市民学習センター	2 F会議室	3.0	36.9	50	330	660	200.00	490	
140	真備公民館	市民学習センター	調理実習室	3.0	92.5	50	1,210	1,670	138.02	1,670	
141	真備公民館	市民学習センター	講義室	3.0	56.7	50	330	1,030	312.12	490	
142	真備公民館	市民学習センター	研修室	3.0	81.5	50	330	1,470	445.45	490	
143	真備公民館	市民学習センター	大和室	3.0	54.9	50	330	990	300.00	490	
144	真備公民館	市民学習センター	第1和室	3.0	18.9	50	330	340	103.03	340	
145	真備公民館	市民学習センター	第2和室	3.0	30.6	50	330	550	166.67	490	
146	市民学習センター	市民学習センター	大ホール 国民・入場料無	3.0	485.6	50	2,090	5,050	241.63	3,130	
147	倉敷公民館	市民学習センター	大ホール（387席）	3.0	377.0	50	1,980	3,920	197.98	2,970	
148	倉敷公民館	市民学習センター	展示室	3.0	93.0	50	550	960	174.55	820	
149	水島公民館	市民学習センター	大ホール	3.0	480.0	50	1,980	4,980	251.52	2,970	
150	水島公民館	市民学習センター	展示室	3.0	60.0	50	550	620	112.73	620	
151	船穂公民館	市民学習センター	大ホール	3.0	552.8	50	1,980	5,750	290.40	2,970	
152	児島公民館（テニスコート）※クレ－	市民学習センター	テニスコート①	1.0	260.0	75	165	210	127.27	210	クレ－（1/2）
153	倉敷市旧柚木家住宅	文化財保護課	第 1 和室	1.0	18.6	50	220	100	45.45	160	
154	倉敷市旧柚木家住宅	文化財保護課	第 2 和室	1.0	18.6	50	220	100	45.45	160	
155	倉敷市旧柚木家住宅	文化財保護課	第 3 和室	1.0	12.2	50	110	60	54.55	100	※ 2
156	倉敷市旧柚木家住宅	文化財保護課	第 1 会議室	1.0	70.0	50	220	410	186.36	330	
157	倉敷市旧柚木家住宅	文化財保護課	第 2 会議室	1.0	12.0	50	110	60	54.55	100	※ 2
158	倉敷市まきび記念館 茶室「竹葉庵」	文化財保護課	茶室	2.0	19.0	50	220	220	100.00	220	
159	自然史博物館	自然史博物館	講義室	3.0	95.9	50	440	1,730	393.18	660	
160	倉敷市立美術館（旧倉敷市庁舎）	生涯学習課	講堂（午前）	3.0	201.0	50	1,650	3,640	220.61	2,470	
161	倉敷市立美術館（旧倉敷市庁舎）	生涯学習課	第1会議室（午前）	3.0	40.0	50	330	710	215.15	490	
162	倉敷市立美術館（旧倉敷市庁舎）	生涯学習課	第 2 会議室全室（午前）	3.0	113.0	50	880	2,050	232.95	1,320	
163	倉敷市立美術館（旧倉敷市庁舎）	生涯学習課	第 2 会議室 A 室（午前）	3.0	73.0	50	550	1,320	240.00	820	
164	倉敷市立美術館（旧倉敷市庁舎）	生涯学習課	第 2 会議室 B 室（午前）	3.0	40.0	50	330	710	215.15	490	
165	倉敷市立美術館（旧倉敷市庁舎）	生涯学習課	第 1 展示室（全室）	8.0	356.0	50	7,150	9,880	138.18	9,880	
166	倉敷市立美術館（旧倉敷市庁舎）	生涯学習課	第 3 展示室（全室）	8.0	360.0	50	10,120	9,980	98.62	9,980	
167	倉敷市立美術館（旧倉敷市庁舎）	生涯学習課	第 1 展示室（A 室）	8.0	161.0	50	2,860	4,460	155.94	4,290	
168	倉敷市立美術館（旧倉敷市庁舎）	生涯学習課	第 1 展示室（B 室）	8.0	195.0	50	4,290	5,400	125.87	5,400	
169	倉敷市立美術館（旧倉敷市庁舎）	生涯学習課	第 3 展示室（A室）	8.0	180.0	50	5,060	4,980	98.42	4,980	
170	倉敷市立美術館（旧倉敷市庁舎）	生涯学習課	第 3 展示室（B室）	8.0	180.0	50	5,060	4,980	98.42	4,980	

※ 1）現状使用料については、利用頻度の高いものを代表として記載している場合があります。

※ 2）激変緩和適用時 1 0 0 円未満は最低額を 1 0 0 円とします。